

富士山安全登山推進区域

- 1 安全登山推進区域の名称 富士山安全登山推進区域
- 2 安全登山推進区域の区域 スバルライン五合目を起点とし、同所から県道富士精進線を南東に進み泉ヶ滝に至り、同所から同所と富士山安全指導センターとを結ぶ登山道を南東に進み富士山安全指導センターに至り、同所から吉田口登山道を南進し吉田口下山道出口に至り、同所から同下山道を南東に進み標高二千五百九十メートルの等高線との交点に至り、同所から標高二千五百九十メートルの等高線を南東に進み小富士側にある山梨県と静岡県との境界線の西端と須走口登山道八合目とを結ぶ直線との交点に至り、同所から同直線を西進し須走口登山道八合目に至り、同所から吉田口下山道を南西に進み金明水井戸に至り、同所から同所と富士山頂周回線道路と山梨県と静岡県との境界線との交点とを結ぶ直線を西進し同交点に至り、同所から山梨県と静岡県との境界線を西進し大沢崩れ右岸に至り、同所から御中道を北及び北東に進み起点に至る線に囲まれた区域のうち、スバルライン五合目から泉ヶ滝に至る県道富士精進線、泉ヶ滝から富士山安全指導センターに至る登山道、富士山安全指導センターから吉田口下山道出口に至る吉田口登山道、吉田口下山道出口から同下山道を南東に進み標高二千五百九十メートルの等高線との交点に至る吉田口下山道及び大沢崩れ右岸からスバルライン五合目に至る御中道を除く区域